

会 員 各位

一般社団法人千葉県LPガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する  
法律施行規則の一部改正等について（お知らせ）

標記につきましては、経済産業省が昨年、液化石油ガス流通ワーキンググループを設置し、料金情報の公表や取引適正化を内容とした報告書が取りまとめられ、その基本的方向性を具体化するため、「液化石油ガス法施行規則(省令第16条関係)」及び「液化石油ガス法施行規則の運用及び解釈(通達)」の一部改正をすると共に、「液化石油ガスの取引の適正化に関する指針(ガイドライン)」を制定することとなり意見公募が行われておりました。

この度、その公募を踏まえ液化石油ガス法施行規則及び運用及び解釈(通達)の一部改正及び液化石油ガスの取引の適正化に関する指針(ガイドライン)が制定されましたのでお知らせいたします。

なお、改正の概要につきましては、別紙のとおりとなっております。

また、意見公募の結果及び2月24日から開催されている改正液石法省令等及び取引適正化指針説明会の資料につきましては、以下のホームページにおいて公表されておりますので、併せてお知らせいたします。

- 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等の制定について

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/notice/170222/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/notice/170222/)

- 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の制定に対する意見募集結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620116057&Mode=2>

- 改正液石法省令等及び取引適正化指針説明会資料

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/notice/170130/handout/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/notice/170130/handout/)

以 上

# 別紙

## 主な改正の概要

### (1)「液化石油ガス法施行規則(第16条関係)」の一部改正

第16条(販売の方法の基準)に、一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときには、一般消費者等にその算定根拠を通知することを追加。

### (2)「液化石油ガス法施行規則の運用及び解釈(通達)」の一部改正

- ① 第13条(書面の記載事項)関係の1.に、液化石油ガス販売事業者が賃貸型集合住宅等で自己の費用負担により空調設備等を設置し、その設置費用を液化石油ガス料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、液石法第14条で定める交付書面に記載する「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で記載する必要があることを明確化する。
- ② 上記(1)の液石法施行規則の改正に伴い、第16条(販売の方法の基準)関係の2.として、液化石油ガスの料金等の請求を行うときに一般消費者等に対し通知する算定根拠には、液石法第14条で定める交付書面に記載されている「価格の算定の基礎となる項目」等に従って記載すること、一般消費者等への通知は原則として書面により行うこと等を追加する。
- ③ 一般消費者等が液化石油ガスの供給を受ける液化石油ガス販売事業者を変更する際の、供給設備の撤去を巡るトラブルを防止するため、第16条(販売の方法の基準)関係の3.及び4.において、改正後の液石法施行規則第16条第15号の3及び第16号の解釈等を明確化する。

### (3)液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の制定(別添3参照)

液化石油ガスが今後とも一般消費者等に選択されるエネルギーとなるため、液化石油ガス販売事業者が、液石法等の関係法令の遵守に加えて取り組むべき事項として、以下の事項を明記。

- ① 標準的な料金メニュー及び一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例の公表
- ② 液石法第14条に定める書面を交付するときの、一般消費者等が支払うこととなる費用に係る記載事項の説明
- ③ 一般消費者等に対する料金の値上げ及びその理由の事前通知
- ④ 集合住宅入居者を含め、一般消費者等からの苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

### (4)改正等のスケジュール

○液石法施行規則、液石法施行規則の運用・解釈通達の一部改正

公布：平成29年2月22日 施行：平成29年6月1日

○液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(ガイドライン)

制定・施行：平成29年2月22日

以上